

いなべ市下水道管更新工事（設計・施工一括発注方式）

事業者選定基準

令和 8 年 10 月

いなべ市 水道部 下水道課

目次

第1章 事業者選定基準の位置づけ	1
第2章 事業者選定の概要	1
2. 1 事業者選定の方式	1
2. 2 事業者選定の方法	1
2. 3 事業者選定の手順	1
第3章 優先交渉権者決定の手順	2
第4章 参加資格の審査	3
4. 1 参加資格の審査	3
(1) 参加資格審査書類の審査	3
(2) 参加資格要件の審査	3
4. 2 参加資格審査結果の通知	3
第5章 提案評価	4
5. 1 提案書類の確認	4
5. 2 提案内容の審査	4
(1) 提案内容の審査	4
(2) 得点化方法	7
5. 3 総合評価点の算定及び最優秀提案者等の選定	8
(1) 総合評価点の算定	8
(2) 最優秀提案者等の選定	8
(3) 優先交渉権者の決定	8
(4) 審査結果の通知及び公表	8

第1章 事業者選定基準の位置づけ

いなべ市下水道管更新工事（設計・施工一括発注方式）事業者選定基準（以下「事業者選定基準」という。）は、いなべ市（以下「本市」という。）が、いなべ市下水道管更新工事（設計・施工一括発注方式）（以下「本事業」という。）の実施に当たって、本事業を実施する事業者を選定するための方法及び評価基準等を示すものである。

第2章 事業者選定の概要

2. 1 事業者選定的方式

本事業を実施する事業者には、本事業の対象施設の設計及び工事に関する技術やノウハウが求められる。事業者の選定に当たっては、応募者が提案する見積書の金額（以下「提案価格」という。）のほかに、提案価格以外の技術的な提案内容を評価する公募型プロポーザル方式を採用する。

2. 2 事業者選定の方法

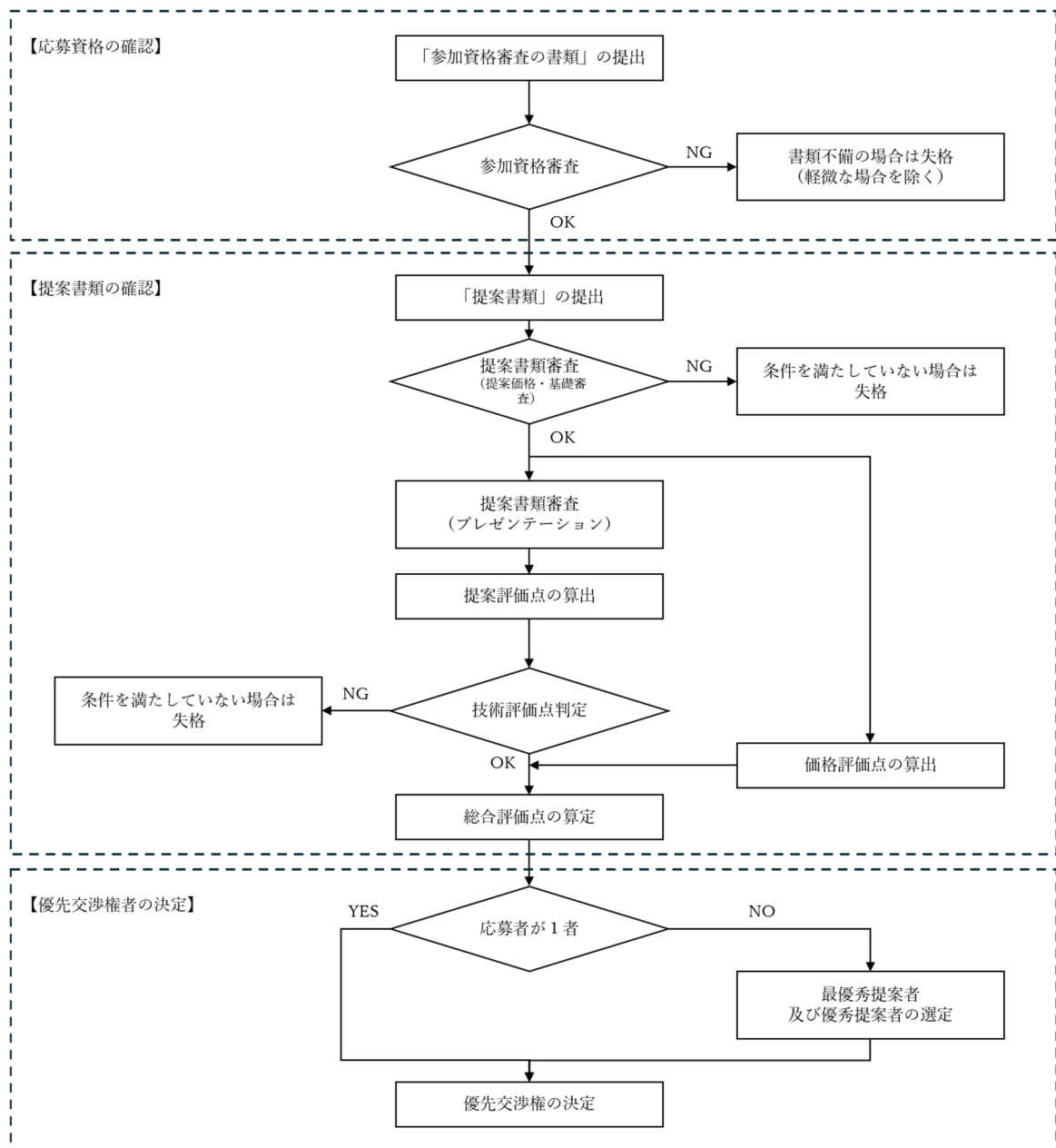
事業者の選定は、参加資格審査及び提案内容の審査により行う。参加資格審査は、応募者の参加資格について審査を行う。提案内容の審査は、提案価格のほか、要求水準との適合性及び施工計画の妥当性、確実性等の審査を行う。

2. 3 事業者選定の手順

本市は、選定委員会の選定結果を踏まえ、本事業における優先交渉権者を決定する。

第3章 優先交渉権者決定の手順

優先交渉権者決定までの手順は、次に示すとおりである。



第4章 参加資格の審査

4. 1 参加資格の審査

(1) 参加資格審査書類の審査

本市は、本事業の応募者に求めた参加資格審査書類が全て揃っていることを確認し、審査する。書類不備の場合は失格とする。ただし、軽微な書類不備の場合は、この限りではない。

(2) 参加資格要件の審査

本市は、応募者が募集要項に定めた参加資格要件を満たしているか否かを審査する。参加資格を1項目でも満たしていない場合は失格とする。

審査内容は、以下のとおりとする。

表 4 - 1 参加資格要件の審査内容

審査事項	審査内容
参加資格要件	募集要項「第4章4. 1～4. 4」の各項目

4. 2 参加資格審査結果の通知

本市は、参加資格審査の結果を応募者の代表企業に書面で通知する。

第5章 提案評価

5. 1 提案書類の確認

本市は、応募者から提出された提案書類が全てそろっていることを確認する。書類不備の場合は失格とする。

ただし、軽微な書類不備等の場合は、この限りではない。また、追加提出を求めるとともに技術評価に反映することもある。

5. 2 提案内容の審査

(1) 提案内容の審査

ア 提案価格審査

本市は、応募者が提出した提案価格が、見積上限価格以内であることを審査する。見積上限価格を超えた場合は失格とする。

イ 基礎審査

本市は、提案価格が見積上限価格以内である応募者を対象として、要求水準内容の審査を実施する。提案内容が「要求水準書」に定められた要求水準を満たしているか否かを審査する。要求水準を満たしていない場合は失格とする。

ウ 結果の通知

本市は、提案価格審査及び基礎審査の結果に応募者の代表企業へ通知する。また、プレゼンテーションを行う応募者には、代表企業へプレゼンテーションの日程を书面通知する。

エ 提案内容の審査

応募者（プレゼンテーションに関する通知を受けた応募者に限る。）が行うプレゼンテーションを基に、審査委員会はヒアリングを行う。プレゼンテーションの概要は以下のとおりとする。

① 実施時期

令和9年1月27日

② 実施場所

いなべ市役所北勢庁舎（予定）

③ 出席者

出席者（説明者）は応募者1者当たり5名までとする。また、主任技術者への配置を予定する者は必ず出席すること。

④ 実施時間

1 者 30 分以内（プレゼンテーション 20 分以内、ヒアリング 10 分以内）とする。なお、プレゼンテーション時間を経過した時点で説明を打ち切り、ヒアリングに移行する。

⑤ 実施方法

プレゼンテーションは審査委員が審査内容を把握しやすいように努めること。

⑥ 使用機器

会場には、スクリーン、プロジェクター（VGA ケーブル、HDMI ケーブル含む）を設置している。これら以外のパソコン等の機器は、応募者が用意すること。

⑦ その他

- ・非公開で実施する。
- ・説明は提案書類に記載した内容に限り、追加資料の配布は認めない。

オ 技術評価審査

技術・価格の評価においては、応募者が提出した提案内容に対して審査項目及び配点に基づき得点化を実施する。

審査項目及び配点は、次のとおりとする。

評価項目			評価する視点	配点
1. 技術評価点				90
1. 1 全体	1. 1 全体	基本方針	・重視するポイントが事業の目的と一致しているか。 ・業務遂行の基本的な考え方（方針・取組姿勢）が述べられているか。	10
		業務実施体制	・各構成員の工種等の役割分担は明確であるか。発注者との連絡体制は十分か。 ・働き方改革を考慮した作業員の安全が確保された体制であるか。 ・業務に必要な知識を有した技術者や有資格者が配置されているか。 ・地域企業の活用に留意しているか。	15
		受託実績	・類似条件（口径・管種等）での施工実績はあるか。 ・本市内での業務実績があるか。 ・企業体において本事業を遂行する実績は十分と判断できるか。	10
	1. 2 設計・施工・工程等	設計計画	・設計計画、照査計画、関係機関との協議・調整について、具体的な提案があるか。	10
		施工管理・施工方法	・適切な工程管理方法が明記されているか。 ・管渠更生工法における設計・施工管理ガイドラインの品質基準に準じた品質管理が明記されているか。 ・DX技術の導入はあるか。	15
		安全性の確保	・下水道という特殊環境における安全対策が記載されているか。 ・作業員に対する安全教育の考え方が記載されているか。 ・歩行者や市民に対する安全配慮が記載されているか。 ・一般車両に対する配慮が記載されているか。	10
		環境対策	・省エネに関する事項の記載はあるか。 ・廃棄物の抑制や管理についての記載は	10

			あるか。 ・騒音や臭気の対策の記載はあるか。	
1. 3 その他	地域に対する貢献		・本市の下水道事業や市民サービスに寄与できる内容はあるか。	5
	自由記述		・本事業に対する取組意欲や独自の創意工夫等の内容はあるか。	5
2. 価格評価点				10
	2. 1 費用の優位性	提案価格	・提案価格を点数化して評価する。	10
3. 総合評価点				100

(2) 得点化方法

ア 技術評価点の得点化方法

技術評価点は、90 点満点とし、評価項目ごとに以下のとおり 5 段階の評価を行い、得点化する。技術評価は審査委員別に行う。各応募者の技術評価点は、各審査委員が得点化した点数を平均して算出する。なお、技術評価点は、小数点第 2 位までとし、3 位以下を四捨五入して求める。

評価	判断基準	得点化方法
A	非常に優れている	配点×1.00
B	A と C の中間	配点×0.75
C	標準的である	配点×0.50
D	C と E の中間	配点×0.25
E	劣っている	配点×0.00

イ 価格評価点の得点化方法

価格評価点は、次の方法により得点化する。

$$\text{価格評価点} = \text{配点 (10 点)} \times (\text{最低提案価格} \div \text{当該提案価格})$$

ここで、最低提案価格は、各応募者の提案価格のうち最低価格をいう。

なお、価格評価点は、小数点第 2 位までとし、3 位以下を四捨五入して求める。

5. 3 総合評価点の算定及び最優秀提案者等の選定

(1) 総合評価点の算定

各応募者について、技術評価点及び価格評価点を合計し、総合評価点（100 点満点）を算出する。

(2) 最優秀提案者等の選定

各応募者の総合評価点が最も高い提案を最優秀提案とし、最優秀提案者に選定する。

また、最優秀提案の次に優秀な提案を優秀提案とし、優秀提案者に選定する。ただし、総合評価点が同点の場合は、技術評価点が最も高い提案を最優秀提案として選定する。技術評価点も同点の場合は、技術評価点のうち「1. 2 設計・施工・工程等」が最も高い提案を最優秀提案として選定する。なお、以上により優劣が決定できない場合は、くじ引きにより最優秀提案者を決定する。その際の順番は提出書類の受付順とする。

(3) 優先交渉権者の決定

本市は、審査委員会より選定された最優秀提案者を本事業の優先交渉権者に、優秀提案者を次点交渉権者に決定する。

ただし、本事業に対する応募者が 1 者のみであった場合は、募集要項の規定により優先交渉権者のみを決定する。

(4) 審査結果の通知及び公表

本市は、審査委員会における審査及び選定の結果を取りまとめて、応募者に対して書面で通知するとともに、本市ホームページで公表する。優先交渉権者と次点交渉権者への書面通知には、それぞれ、優先交渉権者であること、次点交渉権者であることを明記する。なお、電話等による問い合わせには応じない。

また、各応募者の総合評価点の算定結果は公表するが、優先交渉権者の代表企業及び構成企業の名称は公表し、それ以外の応募者は代表企業のみ名称を公表し、構成企業は非公表とする。

なお、優先交渉権者にならなかった応募者は、その結果に関する異議申し立て並びに、審査内容に関する説明請求は、一切受け付けないものとする。